

社 援 発 0627 第 3 号
平成 24 年 6 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律の公布について（通知）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）については、平成
24 年 3 月 13 日に第 180 回通常国会に法案が提出され、同年 6 月 20 日に
可決成立し、本日公布されたところである。（別紙）

この法律の施行は、平成 25 年 4 月 1 日（一部は、平成 26 年 4 月 1 日）で
あり、必要な政省令等については今後順次その内容を検討することとしている
が、今般、法律の趣旨及び主な内容を以下のとおり通知するので、十分御了知
の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等
に対し、その周知徹底をお願いする。

記

第一 法律制定の趣旨等

1 法律制定の趣旨

障害者制度改革については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成 22 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、その推進を図っているところである。この中で、「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行

い、平成２４年常会への法案提出、２５年８月までの施行を目指す」とされていた。

平成２２年４月に、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議の下に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が設けられ、同部会は平成２３年８月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して―」（以下「骨格提言」という。）を取りまとめた。

また、この間、利用者負担を応能負担とすること等を盛り込んだ障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成２２年法律第７１号）が平成２２年１２月３日に成立し、本年４月から全面施行された。さらに、障害の有無にかかわらず全ての国民が共生する社会を実現するため、個々の障害者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めること等を盛り込んだ障害者基本法の一部を改正する法律（平成２３年法律第９０号。以下「改正障害者基本法」という。）が平成２３年７月２９日に成立し、同年８月５日から施行された。

この骨格提言や改正障害者基本法等を踏まえ、厚生労働省において、新たな法律の検討を進め、与党での議論も経て、本年３月１３日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、同日国会へと提出した。

本法律案は、衆議院において政府案に一部修正を加えた上で、平成２４年４月１８日に衆議院厚生労働委員会で、同月２６日に衆議院本会議でそれぞれ可決され、同年６月１９日に参議院厚生労働委員会で、同月２０日に参議院本会議で可決され成立した。

２ 新たな障害保健福祉施策の要点

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成２４年法律第５１号。以下「整備法」という。）の内容は第二に示すとおりであるが、この法律により講じられる新たな障害保健福祉施策の要点は以下のとおりである。

（１）障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定

障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号。以下「旧法」という。）に規定していた法律の目的を変更し、改正障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設け、法律の名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）としたこと。

（２）制度の谷間のない支援の提供

旧法に規定する「障害者」の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神

障害者（発達障害者を含む。）に限られていたが、障害者総合支援法においては、これに加えて、政令で定める難病等により障害がある者を追加することとしたこと。

(3) 個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備

障害者に対する支援を充実する観点から、障害者総合支援法においては、旧法において重度の肢体不自由者に限られていた重度訪問介護の対象拡大や共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化を行うこととしたこと。また、地域社会における共生を実現するため、市町村が行う地域生活支援事業として、新たに障害者等に関する理解を深めるための研修や啓発を行う事業等を追加するとともに、意思疎通支援に係る市町村と都道府県の地域生活支援事業の役割分担を明確化することとしたこと。さらに、障害の特性に応じて支援が適切に行われるものとなるよう障害程度区分を障害支援区分とし、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとしたこと。

(4) サービス基盤の計画的整備

障害福祉サービス等の基盤整備を計画的に行うことができるよう、国が定める基本指針、市町村及び都道府県が定める障害福祉計画に障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めるとともに、障害福祉計画に地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めることとしたこと。また、基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化し、適時適切な見直し等を行うこととしたこと。さらに、基本指針や障害福祉計画の策定や見直しに当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見等を反映させる措置を講ずることとしたこと。

(5) 障害者施策の段階的实施

障害者及び障害児の支援に関する施策を段階的に講じるため、この法律の施行後3年を目途として、障害福祉サービスの在り方や障害支援区分を含めた支給決定の在り方等について検討することとし、その検討に当たっては障害者やその家族、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしたこと。

第二 法律の内容

1 障害者総合支援法関係

(1) 題名（平成25年4月1日施行）

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とすることとしたこと。

(2) 目的（平成25年4月1日施行）

障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うものとする旨を明記することとしたこと。

(3) 基本理念（平成25年4月1日施行）

障害者総合支援法の基本理念を、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないこととしたこと。

(4) 障害者の範囲（平成25年4月1日施行）

障害者総合支援法に規定する「障害者」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものを加えることとしたこと。

(5) 障害支援区分（平成26年4月1日施行）

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうものとしたこと。

(6) 重度訪問介護の対象拡大（平成26年4月1日施行）

障害福祉サービスのうち、重度訪問介護の対象となる者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とすることとしたこと。

(7) 共同生活介護の共同生活援助への一元化（平成26年4月1日施行）

障害福祉サービスのうち、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援

助を行うものとしたこと。

(8) 地域移行支援の対象拡大（平成26年4月1日施行）

地域移行支援の対象に、「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を加えることとしたこと。

(9) 指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格要件（平成25年4月1日施行）

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の欠格要件に、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えることとしたこと。

(10) 指定障害福祉サービス事業者等の責務（平成25年4月1日施行）

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならないこととしたこと。

(11) 地域生活支援事業の追加（平成25年4月1日施行）

ア 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業、障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業並びに意思疎通支援を行う者を養成する事業を加えることとしたこと。

イ 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業及び意思疎通支援を行う者を養成する事業のうち、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚

生労働省令で定める事業を加えることとしたこと。

(12) 相談支援の連携体制の整備（平成25年4月1日施行）

基幹相談支援センターを設置する者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならないこととしたこと。

(13) 基本指針の見直し（平成25年4月1日施行）

ア 基本指針の内容の見直し

基本指針に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加えることとしたこと。

イ 基本指針への障害者をはじめとする関係者の意見の反映

厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしたこと。

ウ 実態を踏まえた基本指針の見直し

厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更することとしたこと。

(14) 障害福祉計画の見直し（平成25年4月1日施行）

ア 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加えるとともに、市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるよう努める事項に、指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項を加えることとしたこと。

イ 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めることとしたこと。

ウ 障害福祉計画の調査、分析及び評価

市町村及び都道府県は、定期的に、障害福祉計画について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとしたこと。

(15) 自立支援協議会の見直し（平成25年4月1日施行）

ア 名称の変更

自立支援協議会の名称を地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改めることとしたこと。

イ 構成員

協議会を構成する者に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記することとしたこと。

ウ 協議会の設置

協議会の設置をさらに進めるため、地方公共団体は協議会を設置するよう努めなければならないこととしたこと。

(16) その他所要の改正を行うこととしたこと。

2 児童福祉法関係

(1) 障害児の範囲（平成25年4月1日施行）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する「障害児」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童を加えることとしたこと。

(2) 指定障害児通所支援事業者等の指定の欠格要件（平成25年4月1日施行）

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の欠格要件に、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えることとしたこと。

(3) 指定障害児通所支援事業者等の責務（平成25年4月1日施行）

指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者、指定障害児入所施設等の設置者並びに指定障害児相談支援事業者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常に障害児及びその保護者の立場に立って支援を行うように努めなければならないこととしたこと。

(4) その他所要の改正を行うこととしたこと。

3 身体障害者福祉法関係

(1) 身体障害者相談員（平成25年4月1日施行）

身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないこととしたこと。

(2) その他所要の改正を行うこととしたこと。

4 知的障害者福祉法関係

(1) 知的障害者相談員（平成25年4月1日施行）

知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないこととしたこと。

(2) 支援体制の整備等（平成25年4月1日施行）

市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないこととしたこと。

(3) 後見等に係る体制の整備（平成25年4月1日施行）

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

(4) その他所要の改正を行うこととしたこと。

5 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第二の一の(5)（障害支援区分）、(6)（重度訪問介護の対象拡大）、(7)（共同生活介護の共同生活援助への一元化）及び(8)（地域移行支援の対象拡大）は、平成26年4月1日から施行することとしたこと。

6 適切な障害支援区分の認定のための措置

政府は、第二の一の(5)の障害支援区分の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、第二の一の(5)の厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずることとしたこと。

7 検討

(1) 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、障害者総合支援法第1条の2に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行

う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずることとしたこと。

- (2) 政府は、(1)の検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしたこと。

8 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第三 その他

この法律の成立に際して、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会において、別添のとおり附帯決議が付されているところであり、留意願いたい。